

議案第5号

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の子」の右に「（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「とあるのは「第」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第10条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第14条第1項中「が配偶者」を「が要介護者（配偶者）」に、「（以下「要介護者」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「介護をするため、」の右に「任命権者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期

間」を「指定期間」に改め、第14条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第14条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間とする。

第15条の見出し中及び本文中「及び介護休暇」を「、介護時間及び介護休暇」に改める。

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この条例中第1条の改正は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものとし、第2条の改正は平成29年4月1日から施行する。